

三宿サッカー少年団コーチ会会則

第一条 名称

本会は「三宿サッカー少年団コーチ会」（略称「コーチ会」と称する。

第二条 目的

元々現コーチが三宿サッカー少年団の発展のため、親交を深め、共通理解を図り、団員の人格形成と技術・体力の向上に寄与し、更に、交流チームとより良い親睦関係を築くことを目的とする。

第三条 コーチ会の活動

本会はその目的を達成するために次の事項について責任ある活動をする。

1. コーチの人選（コーチの確保）
2. 本会より委任されたコーチは、団で定めた場所と時間の中で団の活動（練習）の指導にあたる。
3. コーチは対外（練習や公式・招待）試合において試合の指導と監督にあたる。
4. コーチは「保護者の会」と協力し、定められた試合の審判を担当する。
5. 団の目的達成に必要な活動に対して進んで協力する。
6. 団の運営が能率的に進行するように「保護者の会」との連携を図る。そのような意味からも、全体会へは原則として参加するものとする。

第四条 コーチ活動

コーチ活動は次のことを達成するために行う。

1. 心身を健全に発達させること。
2. 協調性に富んだ少年を育成すること。
3. 小学生としての社会生活に必要なマナーを身につけさせること。
4. 団員にサッカーの技術を身につけさせること。

第五条 コーチ（会員）の資格

コーチは以下の基準を満たしているものとする。

1. 原則として三宿サッカー少年団を卒団した者（OB）、元コーチとするが、本会がコーチ適任者と認定すれば卒団者以外の者でも可とする。
2. 審判を担当することに備えて最低4級審判資格取得者とする。
※これから取得するものでも可とする。
原則、コーチの数の指定は無いものとする。

第六条 コーチ連絡会（コーチ会議）

少なくとも、月に一回は開催し、コーチの意思疎通ならびに伝達の場合とし、主に下記の項を議題として取り上げる。

1. 一ヶ月間の活動報告。
2. 今後の活動内容の検討。
3. 世田谷区大会など、事前に大会要項の確認とルールチェック。

※大会によっては特別ルールがあるので留意する。

第七条 コーチ会代表

本会員より一名を本会代表とする。特に名称にはこだわらない。

1. 代表は本会において選出するが、選出方法の指定はない。
2. 任期は一年とする。また継続して複数年行うことは可とするが、原則として年度の途中での交代は行わないものとする。
3. 代表とは本会の責任者という意に過ぎず、独裁的な権力を保持する者ということではない。

第八条 その他

1. 本会則の改正は全体会出席者（保護者、コーチ、役員）の過半数（委任状含む。）の同意をもって有効とする。
2. 練習、試合、移動中の方が一の事故や災害におけるけが等の責任は保護者が負うものとする。
3. コーチはスポーツ保険に入ることをとする。
4. 「保護者の会」との話し合いにより、本会とのいずれかから「世田谷少年サッカー連盟理事会」に理事一名を選出するが、本会としての特別な役職は設けない。ただし、理事会の内容に関して、「保護者の会」、役員及び本会員に対し事前に団の意見を求められている場合は、その旨を的確に伝え意見を仰ぐこと、また理事会の内容を速やかに報告するものとする。
5. 本会則は平成9年4月1日より施行する。

第一回改訂 平成13年4月1日